

衛生管理担当者マニュアル

「衛生管理担当者としての基本事項」

2018. 10. 18 初版

基本的な考え方

安全衛生管理の目的とは

- ①健全な労働力を確保するため
- ②コンプライアンス、安全配慮義務を果たすため
- ③労災補償や損害賠償請求などの無駄なコスト発生を防ぐため
- ④ステークホルダ、人材募集への悪影響を防ぐため
- ⑤取引要件のため

会社のための業務であり、従業員への福利厚生（従業員サービス）ではない。

業務の進め方

1. 衛生管理業務に関する上位職者/レポートラインを明確にする。

- ・仕事は、職制の指示に基づき行う。(衛生担当者で独断しない)
- ・わからないこと、判断に迷う点は職制上の上司に相談する。

2. 衛生管理は、以下の分野ごとに進めることが基本である。

- ・作業環境管理
- ・作業管理
- ・健康管理
- ・労働衛生教育
- ・総括管理(管理体制)

3. 記録を作成する。

- ・衛生日誌他、重要事項については記録を残すことが重要である。

4. 個人情報取り扱い

- ・健康診断の結果、個人面談の情報等を取り扱う場合は、社内外の規定を確認した上で、機密保持に十分留意し、保管場所は施錠する。

衛生管理者の職務

衛生管理者の役割(安衛法第10条、第12条)

次に示す業務のうち衛生に係る技術的事項管理

- ①労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること
- ②労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること
- ③健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること
- ④労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること
- ⑤前各号に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な業務で、厚生労働省令で定めるもの

「衛生に係る技術的事項」とは、必ずしも衛生に関する専門技術的事項に限る趣旨ではなく、総括案安全衛生管理者が統括管理すべき第10条第1項業務のうち、衛生に関する具体的な事項をいうものと解すること(昭和47年9月18日 基発第602号)

衛生管理者の職務

職場巡視(安衛則第11条)

衛生管理者は少なくとも毎週1回作業場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれのあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、衛生管理者に対し、衛生に関する措置をなし得る権限を与えなければならない。

「作業場等を巡視する」とは、すべての作業場及び休憩所、食堂、炊事場、便所等の保健施設を巡視することをいう。

衛生管理者の定期職場巡視とその結果による応急措置等について規定したものである。(昭和47年9月18日 基発第601号の1)

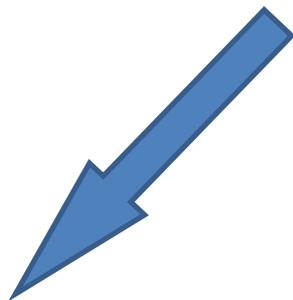
衛生管理者の職務

安衛則第11条第2項の「衛生に関する措置」とは、法第12条第1項の規定により衛生管理者が行うべき措置を言い、具体的には次のごとき措置を指すこと(昭和47年9月18日 基発第601号の1)

- イ 健康に異常のある者の発見および処置
- ロ 作業環境の衛生上の調査
- ハ 作業条件、施設等の衛生上の改善
- ニ 労働衛生保護具、救急用具等の点検および整備
- ホ 衛生教育、健康相談その他の労働者の健康保持に必要な事項
- ヘ 労働者の負傷および疾病、それによる死亡、欠勤および移動に関する統計の作成
- ト その事業の労働者が行なう作業が他の事業の労働者が行なう作業と同一の場所において行なわれる場合における衛生に関し必要な措置
- チ その他衛生日誌の記載等職務上の記録の整備等

業務は計画を立てて進める

【年間計画書の例】



月	日	曜	時間	スケジュール	備考
1	5	金	09:30~12:00	安全祈願 (〇〇神社)	
	9	火	13:00~15:30	全社安全衛生委員会	本社大会議室
	10	水	14:00~15:00	安全衛生パトロール (現場巡回)	
	19	金	13:00~14:30	安全衛生委員会	今年度安全衛生方針説明
	24	水	14:00~15:00	安全衛生パトロール (現場巡回)	

神奈川労働衛生研究会

〇〇〇株式会社〇〇〇事業部 20XX年安全衛生主要スケジュール

月	日	曜	時間	スケジュール	備考	月	日	曜	時間	スケジュール	備考
5	金		09:30~12:00	安全祈願 (〇〇神社)		4	水		14:00~15:00	安全衛生パトロール (現場巡回)	
9	火		13:00~15:30	全社安全衛生委員会	本社大会議室	18	水		1:00~15:00	安全衛生パトロール (現場巡回)	
10	水		14:00~15:00	安全衛生パトロール (現場巡回)		7	20	金	13:00~14:30	安全衛生委員会	下期強化ポイント説明
19	金		13:00~14:30	安全衛生委員会	今年度安全衛生方針説明	31	火		5:00~17:00	連休工事安全説明会	協力会社説明会
24	水		14:00~15:00	安全衛生パトロール (現場巡回)							
7	水		14:00~15:00	安全衛生パトロール (現場巡回)		8	水		14:00~15:00	安全衛生パトロール (現場巡回)	
21	水		13:00~14:30	安全衛生委員会		20	水		14:00~15:00	安全衛生パトロール (現場巡回)	
23	金		14:00~15:00	安全衛生パトロール (現場巡回)		8	24	金	13:00~14:30	安全衛生委員会	
7	水		14:00~15:00	安全衛生パトロール (現場巡回)		5	水		14:00~15:00	安全衛生パトロール (現場巡回)	
20	火		13:00~14:30	安全衛生委員会		19	水		14:00~15:00	安全衛生パトロール (現場巡回)	
22	木		14:00~15:00	安全衛生パトロール (現場巡回)		9	21	金	13:00~14:30	安全衛生委員会	
11	水		14:00~15:00	安全衛生パトロール (現場巡回)		3	水		14:00~15:00	安全衛生パトロール (現場巡回)	
23	月		13:00~14:30	安全衛生委員会		17	水		14:00~15:00	安全衛生パトロール (現場巡回)	
20	金		16:00~17:00	連休工事安全説明会	協力会社説明会	10	19	金	13:00~14:30	安全衛生委員会	
25	水		14:00~15:00	安全衛生パトロール (現場巡回)							
9	水		14:00~15:00	安全衛生パトロール (現場巡回)		7	水		14:00~15:00	安全衛生パトロール (現場巡回)	
21	月		13:00~14:30	安全衛生委員会		19	月		13:00~14:30	安全衛生委員会	
23	水		14:00~15:00	安全衛生パトロール (現場巡回)		11	21	水	14:00~15:00	安全衛生パトロール (現場巡回)	
30	水		16:00~17:00	熱中症勉強会 (1回目)	外部講師による講習会	26	月		11/26-30	ISO45001更新審査	〇〇〇機関による
5	火		16:00~17:00	熱中症勉強会 (2回目)	外部講師による講習会	5	水		14:00~15:00	安全衛生パトロール (現場巡回)	
6	水		14:00~15:00	安全衛生パトロール (現場巡回)		17	月		13:00~14:30	安全衛生委員会	
19	火		13:00~14:30	安全衛生委員会		12	19	水	14:00~15:00	安全衛生パトロール (現場巡回)	
20	水		14:00~15:00	安全衛生パトロール (現場巡回)		21	金		16:00~17:00	連休工事安全説明会	協力会社説明会